（本號八面）　（明治廿五年三月一日　郵便物認可）　明治二十五年十一月十八日　（定價金二錢）

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一部二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外二箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

	一日以上	七日以上
一行五號活字廿四字詰	一日	六日迄
一行ニ付	十三錢	十一錢
	十一錢	十錢五厘

本社（寄稿ニ付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるあと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

文明の進歩底止する所を知らず蒸氣車の運動既に吾々を驚かして漸く之に慣れ、熱心ふれを擴張せんとする其最中に蒸氣を迂なりとして電氣に易へんとするものあり電氣鐵道の說は夙に歐米諸國に行はれて幾回か之を試み、隨て試み隨て失敗して實効を見ざると久しかりしが兩三年來頓に面目を改め就中獨逸の如き米國の如き其最も著しき者にして既に明年米國シカゴ府の世界博覽會には會場よりセントルイ市に至るまで凡そ二百八十哩の間に電氣鐵道を敷き速力一時間一百哩の豫算を以て目下其工事計畫中なりと云ふ左の一編は九州鐵道會社の技師總長なる獨逸工學士ローム　ヤテル氏の起草したる横文の翻譯なり書中電氣鐵道と蒸汽鐵道との得失利害を論じて電氣の利を示すあと明なり殊に其末段に至り日本の如き自今漸く鐵道事業を擴張せんとする國にては既有の汽關車も多からざれば其始末に若しまずして新に電氣法を用ゐに易く又狹軌道をして歐米諸國の鐵道に等しき速力を得せしむ可し云々は最も等閑視す可らざるものなり尙ほ又我輩の所見を以てするに日本の地勢は水力の便多きが故に沿道の給電所に之を利用するの工風もある可し何れにしても我國の鐵道家は電氣の一事に付き十分に勘考して其利益を空ふせざらんことを我輩の冀望する所なり

時事新報記者

電氣鐵道と汽關車鐵道との比較

市街鐵道に於ては馬車營業に代ふるに電氣營業を以てし經濟上の一大利益を見るを得たり元來電氣營業は汽關車鐵道部内に於てあと一層貴重せらる可きものなれども其未だ然らざる所以は他なし一は電動器の特性を誤知するもの電氣技術部内に止まるに因り一は電氣營業の眞價を知らずして之を低評し働力變性の際其消失洪大にして爲めに電氣營業の費用は從來よりも遙に大なるべしと想像したるに基くなり然れども此意見は最近時に於て强流電氣應用の際、得たる所の經驗に依て既に排斥せられたり故に漸次各技術部に於て電氣機械の利益を研究し强流電氣應用の度を重ぬるに從て電氣作用は鐵道事業に一大影響を及ぼし著き進歩を爲すあと期して待つべきなり

今左に電氣營業を汽關車營業に比較し簡單なる考察を下さんとす

從來の經驗に從へば電動器の作用力（誘導電氣力と電動器より出る機械力との割合）は平均九割とす又機械力を電流に變する際に於ても前記の場合と同樣の好割合を示すものとす即ち發電器に移したる機械力の九割は電流力に變するを得べし然るに電氣性働力を移轉するには先づ存在の機械力を發電氣に依て電流力に變し次に此電流力を電動器に依て復た機械力に變ぜざるを得ざるを以て所要の作用力は凡そ八割（0.9×0.9＝0.81）に止まり使用したる働力の二割は熱となりて目的の働力より消失す然れども消失總額は未た此二割に止まらず尙ほ電泉と電動器との間に必要の誘電線に於て減少するものとす而して弱流電氣應用の場合に於て距離遠大に渉るときは非常に太き誘電線を具附けざれば前記の損失甚た大なり然れども斯の如き誘電線の費用は頗る大にして電氣營業は此場合に於て唯短距離に於てのみ收支相償ふを得べし之に反して强流電氣應用の場合に於ては此憂なく距離遠くして移轉すべき電氣働力洪大なるときと雖も割合に細き誘電線にて用に適す可し故に誘電線に於ける消失を一割乃至一割五分とし適當の强流電氣を應用するときは誘電線の費用をして經濟上許す所の範圍を超えしむるみとなく相當の電氣鐵道を建設するみとを得るものと假定するを得べし即ち總消失働力は三割乃至三割五分なりとす斯の如き働力消失にも拘らず電氣鐵道營業は尙ほ經濟に適し得ると云ふは頗る奇なるが如くなれども詳細なる觀察を下すときは電氣營業は實に汽關車營業に比して遙に低廉なるみと瞭然たり玆に唯特に注目を要するもの二件あり則ち一は無益なる重量として毎に隨伴せざるを得ざる所の汽關車の重量輕少ならざるみと一は汽關車内に於て燃料を充分利用し能はざるみとは是れなり第一點は電氣營業に於ては電動器の重量に止まり是れは減に輕量のものにして車輛の軸上に直接附着するものなり今歐洲の鐵道に於ける如く平均速力を六十五キロメートルとし車輛送致力は全列車送致力の六割二分なりとするときは汽關車隨伴の爲め働力を消失するみと三割八分なり又第二點に就ては汽關車營業に於ては一馬力一時間の爲め費消する石炭量は一千五百グラム（一、五キログラム）とす然れども据置蒸汽機械は發電器に就て見る如くヴルフ（woolf）氏式の製造方にして且つ凝縮器を有する場合に於ては右に等しき働力の爲め僅に八百グラム（〇、八キログラム）を要す故に電氣營業は前記最小作用力即ち六割五分を示すものとするも現今の汽關車營業が同等の列車を送致し其他同等の場合に於て費消する石炭量の（1.5×0.62＝0.51）五割一分のみを要するみと判然たり之に依りて電氣營業は汽關車營業に比して遙に低廉なる費用を以て列車を送致するを得べきものなり

（以下次號）

官報

○正誤　去る十五日の本欄文武高等官官等表中會計檢査院部三等の欄檢査官の前行（二等の欄會計檢査院部長の下）に「同上」の一行を脫すと昨日の官報に是正せり

○勅令

朕明治二十五年度歲出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十五年十一月十六日　大藏大臣渡邊國武

勅令第九十八號

獸疫費ハ明治二十五年度歲出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充スルコトヲ得

○農商務省令第十六號

鹿ノ捕獲ハ北海道廳管内ニ於テハ明治二十五年第八十四號狩獵規則第二十五條ノ保護期外タリトモ同規則第二十七條ニ依リ當分ノ内之ヲ停止ス

本令ニ違背シタル者ハ二圓以上二十圓以下ノ罰金ニ處ス

明治二十五年十一月十七日　農商務大臣伯爵後藤象二郎

農商務省令第十六號參照

勅令第八十四號狩獵規則（明治二十五年十月六日官報）抄錄

第二十五條　左ニ掲クル鳥獸ハ三月十五日ヨリ十月十四日マテノ保護期トシ其期間捕獲スルコトヲ禁ス

一雉　一鷄　一鶉　一鶴　一鴨　一鵠　一鷸　一鳩　一鶯　一鶺鴒　一鶸　一鶫　一鶸　一鶯　一鶺鴒　一鶸　一鶫　一鶸　一鶯　一鶺鴒　一鶸　一鶫　一鶸